

「とくしま『デジ活』農山漁村（むら）」お試しモデル設置業務 委託仕様書（企画提案用）

本仕様書は、徳島県が「「とくしま『デジ活』農山漁村（むら）」お試しモデル設置業務」（以下「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 委託業務名

「とくしま『デジ活』農山漁村（むら）」お試しモデル設置業務

2 目的

人口減少・高齢化が進む中山間地域*において、ICT（情報通信技術）を活用して農山漁村イノベーションの推進、社会課題の解決を図る地域「とくしま『デジ活』農山漁村（むら）」の創出を加速させるため、そのけん引役となるモデル地区を選定し、特定テーマに基づく地域課題解決手法を検証するとともに、その結果を普及啓発することを目的とする。

※ 「離島振興法」、「山村振興法」、「過疎地域自立促進特別措置法」、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」の4法に指定された中山間地域を含む市町村（別紙参考参照）

3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和8年3月24日までとする

4 見積限度額

金15,000,000円／年（消費税及び地方消費税含む。）

5 業務内容

次の「特定テーマ」に基づき、別表に示すものとする。

特定テーマ

「低コスト無線通信技術を活用した複数市町村の中山間地域における
農業水利施設の遠隔監視又は遠隔操作の導入による水管理の省力化／高度化」

- (1) 事業実施区域における特定テーマに係る課題解決に資するICT導入に必要な諸調査
- (2) ICT導入に必要な専門家の派遣、ワークショップの実施等の地域のICTリテラシーの向上、導入に向けた合意形成の取組
- (3) (1)に基づく課題解決の取組実証
- (4) (1)～(3)に関する普及啓発活動
- (5) 業務成果とりまとめ

6 対象経費

対象経費は次のとおりとする。

ただし、委託期間内に費消することのできない経費、支出を証する書類のない経費や国、県、市町村により別途、補助金、委託費又は助成金等が支給される経費は除くものとする。

(1) 人件費

日当、賃金、各種手当、社会保険料、労働保険料

(2) 事業費

諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、車両燃料費、印刷製本費、資料購入費、修繕費）、通信運搬費、役務費、使用料及び賃借料、委託費、その他委託事業を実施するために県が必要と認める経費

(3) 消費税及び地方消費税相当額

(1) 及び(2)の経費に係る消費税及び地方消費税相当額

(4) その他

ア 対象経費は、他の経費と区分して整理すること。

イ 委託業務の実施に要した経費は、領収書等で確認できること。

ウ 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類及び労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿、業務日誌や研修日誌等の事業の実施状況が確認できる書類等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。

エ 10万円を超える高額な経費については、その価格等が適切であることについて、十分な精査を行い、当該価格等によった理由や根拠について明らかにしておくこと。

なお、根拠としては、次の(ア)から(エ)までを想定していること。

(ア) 業者による見積り（経費を算出する際には、複数社から見積りを取り、妥当な価格とすること）

(イ) 業者の料金表等（カタログ等）

(ウ) 同様の事業を行った際の実績（過去の同様の専門家派遣の謝金等）

(エ) 国、県又は企業団体等における支出基準等の規程

7 対象外経費

次の(1)から(6)までに該当する経費については、対象経費としない。

(1) 施設等の設置や改修、固定資産の取得に係る経費

(2) 国、県又は企業団体等の規定において備品類として取り扱うべきものの購入費

(3) 委託期間中に費消しない交通系 I C カードの残余、回数券、郵券等の金券類に係る経費

(4) 国家公務員、県職員及び市町村職員への諸謝金・旅費

(5) 企業や労働者等に提供する物品（リーフレット、パンフレット、冊子、封筒類を除く。）の購入等に係る経費

(6) 飲食に係る経費（会議開催時の茶菓代や旅費に含まれる場合を除く。）

(7) その他事業の趣旨・目的等を総合的に勘案して県が対象とすることが適当でないと認める経費

8 成果品

提出すべき成果品は次のとおりとする。

- ・紙媒体と電子媒体をそれぞれ2部。
- ・紙媒体については、A4サイズを標準とし、図面等についてはA3を標準とする。

9 委託業務実施に当たっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、または、請け負わせることができない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、徳島県と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の履行にあたり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講ずるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として徳島県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 委託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は徳島県に返還するものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 徳島県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく徳島県と協議を行うものとする。

【別表】

番号	作業項目	作業内容	実施年度		作業 数量
			R 6	R 7	
1	事前準備・諸条件の調査	業務実施に必要な資料の収集を行うとともに、特定テーマに係る課題解決に資するICTの導入に必要な諸調査を行う。	○		1式
2	ICT導入に向けた地域内の合意形成	1で選定したICTの導入に向け、事業実施地区関係者に対し、専門家の派遣によるICTに関する技術的・専門的見地からの知見の周知や、整備に対する合意形成を行うための場としての勉強会、ワークショップ等を実施する。	○	●	1式
3	試行調査の実施及び効果の検証	1・2の結果に基づき、特定テーマに係る課題解決に必要な無線基地局、通信端末等の情報通信設備を設置し、試行調査を行うとともに、導入効果の検証を行い、実装に向けた課題を抽出する。 なお、効果算定手法についてはあらかじめ県との協議により決定するものとする。	●	○	1式
4	普及啓発活動の実施	1～3の取組及び得られた成果を県内における取組拡大の呼び水にするための普及啓発活動を行う。なお、実施方式は現地研修会及びセミナーを想定しているが、詳細は県との協議により決定するものとするほか、県が実施する研修会等との共催も可能とするものとする。		○	3回
5	業務結果取りまとめ	対象年度内の活動結果として、1～4の作業内容ををりまとめ、報告書を作成し提出するものとする。なお、報告書の目次は以下のとおりとするが、県との協議の上で変更可能とする。 1 情報通信環境現況調査 (1) 計画区域の情報通信環境の現状と課題 (2) 計画区域における情報通信環境の導入ニーズの把握 2 地域課題解決のためのICT導入実証 (1) 通信方式及び導入する設備の検討 (2) 地域内の合意形成 (3) 試行調査の実施 (4) 試行調査に基づく導入効果検証と今後の課題 (5) 普及啓発活動の取組 (6) 関係機関等との協議事項 (7) その他事項	○	○	1式

※ 「実施年度」欄について、○は必須、●は実施計画、進捗状況に応じ実施するものとする。

別紙参考 モデル地区の対象市町村

